

発議案第1号

平成29年 3月10日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

提出者 木古内町議会議員 新井田 昭 男
賛成者 木古内町議会議員 福 嶋 克 彦
賛成者 木古内町議会議員 鈴 木 慎 也

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

木古内町議会会議規則の一部を改正する規則

木古内町議会会議規則（昭和62年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条第5項を次のように改める。

5 質問は、議長が定めた時間内に、一問一答方式で行うものとする。ただし、質問の回数は制限しない。

第62条に次の1項を加える。

3 第1項の質問は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

第63条中「第55条〔質疑の回数〕及び」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。